

# 令和3年度 市町土木関係職員研修計画について

## 1 要旨

土木関係職員の技術力の向上を支援する令和3年度の市町土木関係職員研修を計画する。

## 2 計画の考え方

「土木協会技術部あり方検討会」の結果を踏まえ作成した支援メニューに基づき実施することとし、今後については、「市町土木関係職員技術向上検討会」の検討内容をはじめ、各研修会の開催時に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、研修講座の入れ替えや内容の見直しを行う。

## 3 研修体系

**全体研修**：職員の役割に応じ、2部構成に区分して実施計画を策定する。

- ① 初任者（実務経験3年未満）を対象とする「基礎知識習得研修」
- ② 中堅職員を対象とする「実務処理能力向上研修」

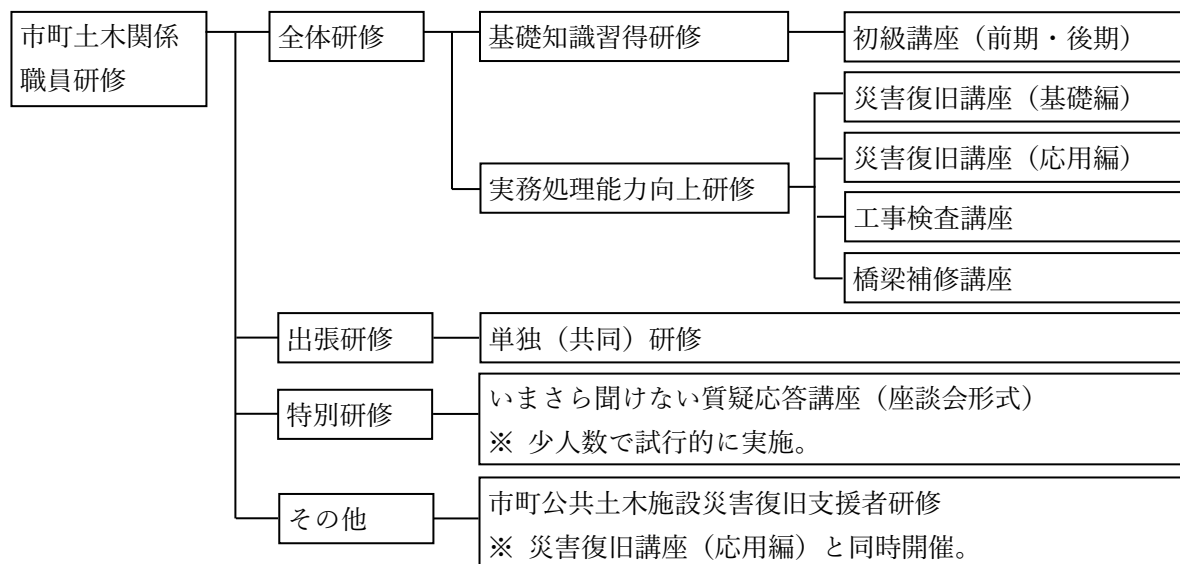
**出張研修**：講師が各自治体等に出張して研修会を開催する。

なお、講義内容については、各自治体との事前協議により研修内容を決定する。

**特別研修**：特に強化が必要な業務等について研修を実施する。

**その他**：状況に応じ現場見学会等を開催する。

《研修体系図》



## 4 研修の開催について

コロナウィルスの感染防止対策として、広島県が定めるステージ1（感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階）の環境下に限り開催させていただきます。

また、コロナウィルスの感染状況が改善された際には、新たな研修を企画させていただきます。

## 5 フォローアップ

「市町土木関係職員技術向上検討会」での検討結果を踏まえ、市町土木関係部課長において、今後の研修計画の見直し等の検討を行う。

令和3年度 研修実施計画

期間：2021.4.1 ～ 2022.3.31

◇ 全体研修 ◇

区分	講座名	対象者	開催時期（日数）	目的	
全体研修	基礎知識習得研修	初級講座	新規採用者・ 初任者 ※経験年数 3年未満	(前期) 5月25日 ～26日 (2日間)	土木技術職員が認識しておくべき基礎知識について講義等を行い、適正に職務を遂行するために必要な知識の習得を図る。
				(後期) 6月下旬 (2日間)	《講義内容》 (前期：2日間) ・公共事業(土木・都市)の概要と基礎知識 ・建設関係法規・監督と検査 etc ※リモートデータでの自主研修とする場合があります。 (後期：2日間) ・積算(講義・演習)
	実務処理能力向上研修	災害復旧講座 (基礎編)	土木担当職員	(西部) 6月1日 ～2日 (2日間) (東部) 6月3日 ～4日 (2日間)	災害復旧制度や、災害査定設計書の作成など、災害復旧実務に関する基礎知識等を習得することにより、災害復旧業務に関する処理能力の向上を図る。  《講義内容》 ・災害復旧事業に関する基礎知識(講義) ・現場実習 ・査定設計書作成
		災害復旧講座 (応用編)	中堅職員 ※経験年数5年以上 ※災害復旧事業の実務経験を有するもの	6月11日 (1日間)	過去の災害の留意点の整理や、模擬机上査定の演習など、災害復旧事務に関する応用的知識を習得することにより、災害復旧事業に関する指導的能力の向上を図る。  《重点科目》 「机上模擬査定(演習・解説)」
	工事検査講座	中堅職員 ※経験年数5年以上 ※主任～課長	10月上旬 (1日間)	工事検査に関する講義をはじめ、実際の工事検査を臨場(書類・現場)することにより、検査に関する知識の習得を行ない、工事監督及び検査業務の処理能力の向上を図る。  《講義内容》 ・検査の進め方について(講義) ・検査の臨場(書類・現場)	
	橋梁補修講座	土木担当職員	11月上旬 (1日間)	小規模橋梁の簡易的な点検方法を紹介すると共に、点検結果に応じた補修工法の選定等について解説後、現地において、詳細な解説を加えることにより、監督業務における処理能力の向上を図る。  《講義内容》 ・小規模橋梁の簡易的な点検方法の紹介(講義)(現地見学) ・点検結果に応じた補修工法の選定等について解説(講義)(現地見学)	

◇ 出張研修 ◇

区分	講座名	対象者	開催時期（日数）	目的
出張研修	単独共同開催研修 研修内容は各市町の担当者との事前協議により決定。	当該市町 土木担当職員	随時	各市町のニーズに対応した研修を効果的に実施し、各市町の技術力向上を図る。

◇ 特別研修 ◇

区分	講座名	対象者	開催日	目的
特別研修	いまさら聞けない 質疑応答講座 《テーマ》 受講者より出された 事前質問に対応する。	中堅職員 ※経験年数 5年程度	随時 (各ブロック1日)	これまで見過ごしてきた疑問等を解決する 質疑応答の場として開催。 また、各市町間の情報交換の場とする。 《講義内容》 ・質疑応答（座談会形式）

- 【Aブロック】府中町、海田町、熊野町、坂町
- 【Bブロック】広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市
- 【Cブロック】東広島市、呉市、江田島市、竹原市、大崎上島町
- 【Dブロック】福山市、三原市、尾道市、府中市、神石高原町
- 【Eブロック】三次市、庄原市、北広島町、安芸太田町、世羅町

◇ その他 ◇

- ・広島県が実施する検査の臨場について、市町職員の募集を行う。

その他	検査臨場 (国・広島県)	中堅職員 ※経験年数 ※主任～課長	6月～1月 (随時)	国及び広島県が実施する工事検査の臨場機会を確保し、市町の検査職員の一層のスキルアップを図る。
-----	-----------------	-------------------------	---------------	--

- ・事務局を担当する「市町公共土木施設災害復旧支援者」を対象とする研修会を開催する。

その他	市町公共土木施設 災害復旧支援者研修	市町公共土木 施設災害復旧 支援者	6月上旬 (1日間)	緊急時における即戦力となるよう、継続的に処理能力の向上を図る。
-----	-----------------------	-------------------------	---------------	---------------------------------

- ・「広島県 i-Construction 推進連絡会」関連現場見学会等を開催する。

その他	ICT技術を活用した 建設現場の見学会	土木担当職員	随時	我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取組として進められているICTを活用する情報化施工は、施工品質の向上や熟練度に左右されない高精度の施工方法として更なる普及が期待されています。 そこで、ICT技術を活用した建設機械による工事における現場見学会を開催し、知識の習得を図る。
-----	------------------------	--------	----	---

(注意)

◇ コロナ禍における研修開催の諸条件について

- ・広島県が示す「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」レベル1の環境下に限り開催します。
- ・開催当日の状況により講義途中の中止もございます。
- ・当日はマスク装着での受講をお願いいたします。
- ・会場について、次の条件に基づき開催いたします。

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」

### 3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）

#### (1) イベントの開催条件

「屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。」に基づく会場で開催いたします。

・リモートでの開催について

- ・コロナウィルスの感染状況に応じ、リモートでの開催を検討しています。

なお、この方法による開催については双方の環境整備が必要となることから、実施の際は環境を確認させていただきます。

◇ 「初級講座」の開催方法について

- ・コロナウィルスの感染状況によっては、リモートデータによる自主研修とさせていただきます。

なお、聴講方法については、その際、説明させていただきます。

◇ コロナウィルス感染状況の改善に伴う研修の企画について

- ・コロナウィルスの感染状況が改善された場合、次の研修を企画させていただきます。

#### 「特別研修」

区分	講座名	対象者	開催日	目的
特別研修	監督臨場研修 《テーマ》 道路改良工事 災害関連工事 etc	土木担当職員	随時 各ブロック (1日間)	各基礎自治体に所属する技術担当職員を対象に、広島県が発注した工事における監督業務の臨場等を通じ、監督員として適正な職務を遂行する上で必要な基礎知識を習得する。
	《講義内容》 ・「監督の臨場」 ・「振り返り研修（講義）」			

#### 《「監督臨場研修」の構成》

西部ブロック(東)：広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町

西部ブロック(西)：大竹市、廿日市市、江田島市、北広島町、安芸太田町

中部ブロック：東広島市、呉市、竹原市、大崎上島町、世羅町

東部ブロック：福山市、三原市、尾道市、府中市、神石高原町

北部ブロック：安芸高田市、三次市、庄原市

〒730-0037 広島市中区鉄砲町4番1号（広島県土地改良会館6階）

一般社団法人 広島県土木協会

電話：(082) 554-1655 FAX：(082) 554-1657

HP：http://www.hdobokuk.or.jp/